

第 1 期東京都第二種ツキノワグマ管理計画に策定に係る意見聴取について（回答用様式）

氏 名： 小池伸介

ご回答の上、**令和 8 年 8 月 1 0 日（月）まで**に下記提出先へメールにて御提出をお願いいたします。

① 狩猟

- ・ 狩猟を個体数管理の主要手段として位置付けるべきではなく、むしろ人間が山に入り活動することで人とクマとの緊張関係を構築し、人間の生活圏への接近を抑制する効果が重要である。このため、狩猟が捕獲数を増やすためと誤解されないように目的を明確化する必要がある。
- ・ 狩猟の全面解禁ではなく兵庫県が過去に実施していたように講習受講者など一定の条件を満たした狩猟者に限定して段階的に解禁をすべき。

② 捕獲目標

- ・ 東京都の現状では捕獲目標あるいは目標生息数を設定する必要性は低いとの見解である。群馬県の検討事例でも数値目標を出していない。生息数と被害が必ずしも連動しないため、人間の活動域での人身事故ゼロ、人間の活動域での出没件数の抑制（数値目標はあったほうがいい）、農林業被害の低減（引き続き 0 を目指すなど）などを指標とする方が適切である。生息数を目標に設定すると数字合わせが目的化する危険があるため、慎重に扱うべき。
- ・ 狩猟頭数の上限設定について、当面は少数から開始するする方が良い。ただし、有害捕獲と狩猟を単純に連動させると運用が複雑になるため、実際の捕獲状況や地域特性を踏まえながら柔軟に設定する必要がある。

③ モニタリング

- ・ 狩猟や有害捕獲によって得られた個体について、生体情報を体系的に収集する仕組みの整備が不可欠である。歯や生殖器などを回収して年齢構成や繁殖状況を分析し、東京都単独ではサンプル数が不足するため関東山地全体でデータを蓄積することで、自然増加率や個体群動態を把握できるようになる。また、サンプルの解析体制は、大学等との連携も視野に入れることも考慮するといいい。以上より、生態情報の収集、解析では大学や他自治体との連携も視野に入れた広域的な体制が必要である。
- ・ カメラの設置について、まんべんなく設置すればヘアトラップ調査を補完する有効な手法だと評価した。複数手法でモニタリングすることで、一つの調査手法への依存を避けられ

るほか、管理強化エリアから緩衝地帯に設置すれば環境整備や将来的な管理手法の効果測定にも利用できる。また、経年的な撮影頻度の変化を追跡することで、都民への情報提供や安心感の向上にもつながる。

④ 人材育成

- ・将来的には猟友会の依存を減らし、東京都が直接管理できる捕獲従事者を育成・雇用する体制が必要になる。こうした専門人材がシカやクマを含む野生動物管理を継続的に担うことで、管理区域での選択的捕獲や出没前の予防的対応が可能になる。また、選択的捕獲もゾーニング管理を実現する有力な手段として位置付けるべき。
- ・捕獲従事者だけでなく、行政機関にも長期的には、専門知識を有した職員（現場対応、政策策定など）を配置していくことを、今から検討したほうがいい。頻繁な異動を伴うことで、長期的な管理方針がぶれるなどの弊害も予想される。鳥獣職のような専門職の導入を視野に入れるべきである。

⑤ その他

- ・東京都には他県より高い財政力と限定された管理対象地域という強みがあるため、生息環境管理、ゾーニング、選択的捕獲、人材育成などを組み合わせた高度な管理モデルを全国に先駆けて実現できる可能性がある。広域連携は必要であるものの、東京都内の管理体制構築は独立した課題として積極的に進めるべき。

第 1 期東京都第二種ツキノワグマ管理計画に策定に係る意見聴取について（回答用様式）

氏 名：澤田 誠吾

以下の①から④について、ご回答の上、**令和 8 年 8 月 1 0 日（月）まで**に下記提出先へメールにて御提出をお願いいたします。

① 個体群管理について

（記入欄）

① 広域管理

- ・ 早期の関東山地個体群の広域連携が必要。広域連携が出来ていないと本個体群をどう管理していくのが明確にならない。
- ・ 環境省の主導のもと都県の広域管理の協議を進めてもらいたい。

② 捕獲について

- ・ 東京都の推定生息数 235 頭に対し自然増加率 14.5%を基準にすると増加数は 34 頭になる。つまり、年間の捕獲数が 34 頭であれば現状維持の状況である。
- ・ 本管理計画で東京都のクマ（個体群）をどう管理していくのかで捕獲数の方向性は異なる。例えば、5 年間の捕獲上限数 170 頭（34 頭×5 年）であれば現状維持となる。
- ・ 捕獲目標や上限値の表現方法については、幅を持たせた表現や暫定値として計画に盛り込み、数字が一人歩きしないようにしたほうが良い。
- ・ 大量出没年の連続する排除地域への出没、平常年でも排除地域でのうろつき個体など、排除地域で迅速に捕獲圧がかけれる体制を整えておくことが重要。土日、祝日など捕獲者が「今日是对応できない」という状況は避けたい。

② 狩猟について

（記入欄）

- ・ 狩猟の解禁により、人からクマへのプレッシャーはある程度かけられると考える。
- ・ 狩猟が禁止されて 18 年経過している。狩猟者の中には、わなで狩猟ができると勘違いされている場合も考えられる。安全管理も含めて数回の講習が必要と考える。また、狩猟期間の制限、捕獲頭数の制限など個体群管理とセットで検討していく必要がある。

③ 管理計画全般について

(記入欄)

①モニタリング

・管理計画にはモニタリング体制を明記し、科学的なデータ収集の方針を明確に示す必要がある。とくにゾーニング管理ではコア地域にクマが生息していることが担保されていることが前提条件である。コア地域でのカメラトラップ等による継続的なモニタリングの必要性を強調し、科学的データの蓄積と捕獲個体の詳細な情報収集が必要である。

・有害捕獲や狩猟等で捕獲された個体の性別・体重・年齢・繁殖履歴等の情報を体系的に収集する仕組みが必要である。

・各市町村が実施する緩衝帯設置については、設置がゴールではなくスタートになる。緩衝帯の維持管理をしなければ元の状態に戻ってしまう。緩衝帯の設置は維持管理を含めて検討し、緩衝帯の効果をモニタリングしていくことが必要である。

②情報収集体制

・農林作物被害（自家用果樹を含む）、生活被害等について、クマが執着する前に被害対応をする必要がある。被害対応が後手にならないように目撃情報を踏まえた情報収集体制を構築することが重要。

④ その他

(記入欄)

狩猟期間の設定について

狩猟の期間について、下記のとおり 2 案を検討

案 1 11月15日から2月15日

- ・鳥獣保護管理法施行規則による狩猟期間とする
- ・状況を確認しながら今後必要に応じた期間変更を検討する

案 2 11月1日から12月31日

- ・安全性の面から冬季の穴グマ猟を避け、秋季に巻き狩りによる狩猟を推進することから、前倒した狩猟期間とする